

平成27年
スタート

JA全農・全農機商連の傘下事業者で実施

中古農業機械査定士

検定試験に合格した『プロ査定士』が中古農業機械を査定します。

査定価格は、評価基準に基づき算定され、健全な市場形成により農家の信頼が高まります。

日本農業機械化協会が指導・管理する
全国統一の中古農機査定士制度のメリット

- 中古農業機械の適正な下取り評価
- 中古農業機械の性能維持・安全性の確保
- 農機販売拠点の信用アップ、中古農機販売の拡大
- 農家への信頼性が向上



中古農業機械査定士制度関係機関

全国農業協同組合連合会
一般社団法人日本農業機械化協会

全国農業機械商業協同組合連合会
都道府県中古農業機械査定士協議会

中古農業機械査定士Q&A

Q1 中古農業機械査定士とは？

A1 日本農業機械化協会が定める教程の講習を修了し、技能検定試験に合格した農業機械整備士です。

Q2 中古農機査定事業者とは？

A2 中古農業機械査定士がおり、かつ、①古物商届出をしている、②全農又は全農機商連に所属する事業者です。

Q3 査定の対象機種は？

A3 現在のところ乗用トラクター、乗用田植機、コンバインの3機種になります。

Q4 中古農業機械査定士制度のメリットとは？

A4 年もの相応の能力と品質を備えた中古農機を適正な評価ができるので信用、信頼が高まります。

Q5 協会が定める統一基準とは？

A5 日本農業機械化協会が実施する中古農業機械実態調査報告から、「経年減価率」と「アワメータ増減率表」を毎年作成し、査定事業者に示します。事業者は、この統一基準に加えて、個々の機械の状態を判断して査定価格を決定します。

Q6 「アワメータ増減率表」とは、どのようなものか？

A6 使用年数が同じでも積算使用時間が平均より多ければ、機体の損耗程度が大きいとみなしてマイナス評価し、少なければプラス評価します。

Q7 初期販売価格はどのようにするのか？

A7 初期販売時の売買契約書、売上伝票、当時の販売状況から推定して、各査定事業者の判断で決めます。

Q8 取扱説明書が無い場合は？

A8 重要書類であり再販時に添付を義務付けています。査定では、ない場合にはマイナス評価となります。